

島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和5年12月27日作成)

1	会議の名称	令和5年度第4回・島本町障害者施策推進協議会		
2	会議の開催日時	令和5年12月22日(金) 午後2時00分～4時10分		
3	会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	1名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
6	出席委員	小寺会長、永井副会長、相田委員、井戸委員、岩田委員、奥村委員、河野委員、外村委員、谷川委員、花田委員、森川委員 (以上11名)		
7	会議の議題	(1) 障害福祉サービス等事業所及び関係団体ヒアリング結果について (2) 第4次障害者計画素案について (3) 第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)素案について (4) その他		
8	配布資料	● 会議次第 ● 資料1 障害福祉サービス等事業所及び関係団体ヒアリング結果の概要 ● 資料2 第4次島本町障害者計画素案 ● 資料3 第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)素案		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

令和5年度第4回・島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和5年 12月 22日(金)開催)

開会

事務局

ただいまから、令和5年度第4回「島本町障害者施策推進協議会」を開会する。

本日は、11名の委員にご出席をいただいている。

島本町障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席があるので、本日の会議が成立していることを報告する。

次に配布資料の確認をさせていただく。

(事務局から配布資料の確認)

会 長

本日、傍聴の申し出は1名となっている。島本町障害者施策推進協議会傍聴要領第4条に基づき、傍聴を許可することに異議はないか。

(「異議なし」の声)

会 長

異議がないため、傍聴を認める。

(傍聴者入室)

【案件1】 障害福祉サービス等事業所及び関係団体ヒアリング結果について

会 長

案件1「障害福祉サービス等事業所及び関係団体ヒアリング結果」について、事務局から説明をお願いする。

事務局

(資料1に基づき説明)

会 長

質問や意見はないか。

質問がなければ次の案件に移る。

【案件2】 第4次島本町障害者計画素案について

会 長

案件2「第4次島本町障害者計画素案」について、事務局から説明をお願いする。

事務局

(資料2に基づき説明)

委員

個人情報と権利擁護の関係に関心がある。入所者への虐待について近年報道によく取り上げられているが、資料の 13 ページに記載されている「障害者虐待防止対策の推進」の文面が現行計画のままとなっている。虐待の通告件数など実績は上がっているところであり、適切かつ迅速な対応が目標に挙げられているが、今回の新計画に取組内容として新たに更新されている部分がなく、その点についてお考えをお聞きしたい。

事務局

ご指摘の通り近年報道においても虐待の案件がよく聞かれる。虐待防止対策については、関係機関と密接に連携するだけでなく、事前からマニュアルの作成や研修の実施を推進しており、今後も早期発見・早期対応に努めていく。事業所や家庭内、近隣住民からの通報例もある。通報があった時のマニュアルは作成しているので、それに沿った対応ができる体制を組んでいくことが重要である。通報された案件が虐待に当たるかどうかは慎重に検討する必要があるが、適切な支援を引き続き行っていく。取組内容の文面から読み取れないというご指摘については、文言を検討する。関係機関も多岐にわたり、情報は様々なところから入ってくる状況にあり、そうした場合に適切に対応できるよう体制づくりに努める。

委員

現行計画と取組内容がまったく同じというのはどうかと思う。

事務局

人権意識の高まりや、地域において障害への理解が進んでいることから、当事者からだけでなく周囲からの通報も増えている。庁内においてもコアメンバー会議を開き、管理職も含めて検討し、対応するようにしている。記載内容を具体的にすべきというご指摘については対応させていただく。

委員

啓発や研修を行うとあるが、研修は事業所で行っているのか。町で主催しているものもあるのか。

事務局

現場での研修は事業所主体で行っている。町全体としての虐待をテーマにした研修については、コロナ禍において実施できていない。今後研修の内容についても検討していきたい。

委員

何年かに一度町が関与して研修を実施する方がよいかと思う。また、障害のある人へのセクハラも多く聞かれるところである。計画にセクハラの防止を文言として入れると抑止力になるのではないか。

事務局

確かにセクハラも性的虐待の類型である。また、必要な生活費を渡さないといった経済的虐待も

ある。こういった表現で、どこまで計画に記載していくかについては検討させていただく。抑止力についても、研修の実施を含めて、「こういった事例も虐待に当たる」ということが理解されるように取り組んでいきたい。

委員

虐待を受けていても自分から助けを求めることができない人も多いのではないか。実態までは分からないが、そういう意味でも事業所職員を含めて周囲への啓蒙が重要である。11 ページに記載されているヘルプマークとはどのようなものか。

事務局

数年前から全国的に配布が始まっているもので、街で見かける機会も多くなっているかと思う。見た目に分かりにくい障害を持っている方や、妊婦さんなど、何かしら支援が必要な方に、かばんや衣服につけていただくものである。

委員

どれくらい配布されているのか。

事務局

府から各市町村に配布されており、数年前から島本町でも年間で 100 枚程度は配布している。かなり多くの人々が認識してきているとは思いますが、今後も啓発に努めていく。

委員

いつでも受け取れるものなのか。

事務局

ヘルプマークについては、特に申請等も必要ないものである。一度に何枚もお渡しすることはできないが、希望があればその場でお渡しできるようにしている。

事務局

ヘルプマークは障害の程度を問わず、本人の意思表示のための分かりやすいツールとなっている。初期の妊婦や内部障害の方など、外見では分かりにくい方への配慮を周囲にさせていただくためのマークである。

委員

17 ページに「在宅医療を受けやすい体制づくり」という記載があるが、24 時間対応できる医療機関を確保するなどの整備を進めるということか。

事務局

24 時間体制のケアも在宅医療の重要な部分だが、こちらに記載しているのは、例えば往診や訪問診療など広い意味での在宅医療である。通院が難しい方が望めば、家に出向いて診察・診療してく

れる医療機関等を増やす、などの体制づくりを進める。

委員

現状で夜中に何かあった時に呼び出すなどといったことはできるのか。

事務局

訪問看護ステーションで夜間の加算を取っているところもあるが、地域の診療所でいついかなる時でも対応するというのは難しい。緊急に必要な場合は救急で対応するというのが現状である。

委員

京都市で 24 時間利用できる体制を取っている医療機関の話聞いた。介護保険だけでは赤字になるため、病院の医療費から運営しているということだ。24 時間何かあったときに来てもらえたら安心できる。

事務局

広域的な体制整備も含めて、関係機関と連携した対応を進め、幅広い意味で在宅医療を進めていくことができると考えている。

委員

21 ページに児童発達支援センターの設置はできておらず、今後も検討と記載されているが、設置は当面難しいということか。

事務局

本町においては、単体でのセンター設置が難しい状況であることから、町内事業所と連携し、それぞれの機能を生かして面的な整備ができなかと検討を進めている。設置に向けた進捗状況については折を見てご報告させていただく。

委員

26 ページにあるような「努めます」「促進します」といった表現は、これから考えていくということか。また、「サービス等利用計画の作成体制の充実」にある作成事業所というのは何を作成するのか。

事務局

この項目に記載されているのはいずれもプランを作成する事業所のことである。「努めます」「促進します」といった表現のある一般的な相談支援等については、どこまで実施したら完了、という性質のものではないことから、すでに実施できているものを充実していくという意味でこういった表現を使っている。

委員

同じ箇所に記載のある「プラン作成率及び質的向上」というのは例えばどういうことか。

事務局

プラン作成率については、現状ではセルフプランをつくっている方もいることから、プラン作成事業所による作成率を上げていくということことであり、そういった点については資料3の福祉計画に主に記載している。質的向上については、プランについてきちんとチェックをして、よりふさわしいサービス利用ができるよう向上させていくことなどを指す。

会 長

先ほど議論に上がった虐待防止にも関連するが、8050問題など様々な問題を含めて世代間や地域で連携していく必要がある。地域福祉のネットワークづくりについては、重層的支援体制の構築がその核になっていくと考えられる。これは、2ページに記載されている「法・制度の動向」にある通り、法的に位置づけられたものであり、3ページの図にある通り、関連する各福祉計画の上位計画に当たるのが地域福祉計画である。重層的支援体制の構築については13ページにも「検討を進める」とあるが、メインとなる地域福祉計画において、今どういう検討状況にあるのか。

事務局

重層的支援体制の構築については、地域福祉のネットワークづくりや相談支援体制の整備など、本計画においても複数の項目で記載しているところだが、現在検討を進めている段階である。地域福祉計画策定に向けて、今年度はアンケート調査を実施し、次年度計画を策定していく中で、社会福祉協議会等の関係機関とも協議・協働しながら重層的支援体制の構築に向けて進めていきたいと考えている。

会 長

他自治体では、5年周期だった地域福祉計画の計画期間を、個別の福祉計画と整合性を持たせるために6年にしたところもあり、大阪府でも地域福祉支援計画を6年計画にしている。そうすると3年計画である障害福祉や高齢者の計画と足並みを揃えることができる。可能であればそういった方向性についても検討していただきたい。

事務局

その他の関連計画と整合が図れるような体制・計画期間について検討していく。

【案件3】 第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)素案について

会 長

案件3「第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)素案」について、事務局から説明をお願いする。

事務局

(資料3に基づき説明)

委員

36 ページにあるガイドヘルパー人材の確保については、私も課題として実感している。ホームヘルパーもニーズの増加により時間帯によっては厳しくなっている。重度訪問介護については町外から見つけてきているという話もあったが、緊急的にはガイドヘルパーを町外から見つけてくることも必要ではないか。計画相談員が行うべきことではあるが、町からも積極的に情報提供をいただきたい。関連して、人材確保に正面から取り組んでいる内容が計画に出てきていないように感じる。セミナーの開催や福祉系の大学との連携など、他自治体でも行われているような福祉人材の確保についてももう少し触れられていればと思う。多くの事業所が言っていることだが、実状が今の配置基準と合っておらず、人材を確保したくてもできない状況がある。計画相談を小さい事業所が提供していくのは厳しい。制度の問題は町でどうにかするのは難しいかと思うが、引き続き情報提供及び人材に焦点を当てた取組を進めていただければと思う。

事務局

人材確保については、今回実施した事業所ヒアリングでも、それ以外の場でも課題として伺っているところであり、様々な人材、専門的な人材が不足している。資料2の27 ページに記載している「支援・サービス向上のための取組」の中で福祉サービス従事者の確保については謳っているところだが、総合的に人材確保に向けて進めていく必要があると認識している。コロナ禍において研修等には取り組むことができていなかったが、研修の実施や資格取得の支援など、ヘルパーの確保に向けて事業所とも議論しながら進めていきたいと考えている。配置基準については町として直接的に取り組むことは難しいが、府への要望は継続して行っていく。また、資料3の障害福祉計画でも、人材確保について記載を追加する。

委員

15 ページの成果目標で就労継続支援B型を通じた一般就労への移行を0人とされているが、雇用率が引き下げられ、雇用と福祉の併用ができるようになることから、就労継続支援B型を使いながら、一般就労に移行していく形は増えていくのではないかとと思う。

事務局

本資料に記載している次期計画の目標値については、これまでの実績を踏まえて見込んだものである。ご指摘いただいた情報を勘案して、就労継続支援B型からの就労についても、成果目標の数値を再度検討させていただく。

委員

33 ページに記載されている成年後見制度法人後見支援事業というのは以前からあるものか。

事務局

以前からある事業だが、実施する法人が必要となる。後見ができるスタッフがいて、被後見人となる人がいて初めて成立するものである。成年後見制度は、通常は弁護士や司法書士など、個人がなるものだが、この事業では受け皿となる法人の確保が重要であり、その法人としっかり連携していく必要がある。

委員

受け皿となった法人には多少収入が入るような制度なのか。

事務局

法人後見に限らず、成年後見制度は必ず費用徴収があるものである。被後見人の資力を総合的に勘案して、家庭裁判所が定めた報酬額を支払う。被後見人に資力がなければ、町から助成することとなる。法人後見は法人が管理する事業体系となり、ニーズを踏まえて実施に向けた研究・検討を行っていく。

委員

町内に法人後見を受けている方はいるのか。

事務局

現在把握している限りではない。

委員

12 ページに「施設入所者の地域生活への移行」とあるがその定義は何か。また、入所者を削減する狙いを教えていただきたい。

事務局

施設入所支援ももちろん必要だが、長期間施設入所している方で、本当は条件がそろえば島本町に帰ってきたいという方もおられる可能性がある。そういう方が地域に帰ってくることができるよう、地域で共に生活できる状況が望ましいという地域インクルージョンの考え方にに基づき、様々なサービス、条件を整えていくことが「施設入所者の地域生活への移行」が意味するところである。施設入所者の削減については、できるだけ地域移行を利用して地域で生活できるようにしていこうという流れから、この目標値を設定している。

委員

町民でありながら、別の町の施設に入所していて、地域生活を希望している人が対象ということか。

事務局

地域生活への希望については、入所している人は継続して入所希望があるケースも多いが、聞き取り調査等も含めて丁寧に希望を聞いて、町に帰りたい意向がある人が地域生活できるようなサービスを整えていくことを検討していく。

委員

27 ページに記載があるグループホームについて、町内 5 か所の事業所は対応する障害の種類によって分かれているのか。

事務局

明確に種類で分かれているものではないが、事業所によって例えば知的障害の方が中心に入っている、といった住み分けはあるかと思う。

委員

サービス全般について、国・府からの財政的支援はどうなっているのか。

事務局

サービスについては4分の3の補助が付いているので、サービスを拡充する場合の町の負担は4分1である。施設整備については別途国庫補助がある。

委員

14 ページにある地域生活支援拠点のコーディネーターの配置人数について、令和8年度に1名となっているが、この数字について教えていただきたい。また、27 ページのグループホームの実績について、令和5年度までの数字は町内で利用されている人数かと思うが、会議でも潜在的なものも含めてニーズが高いという話があった。グループホーム建設を検討している事業所もあることを含めて、令和8年度で12名増と見込まれているが、実際に現在の事業所数での定員は何名なのか。

事務局

グループホームについて、町が目指しているのは町内の事業所確保であり、町外利用者もこの数字には入っている。

事務局

コーディネーターの配置人数について、令和8年度に1人と記載しているが、可能であれば拠点施設との協議が整った時点で、拠点施設に配置したいと考えている。

委員

グループホームの定員については満床となっている状況か。

事務局

グループホームの定員合計は31人、現在の入所者合計は22人となっている。

委員

ニーズはある一方で空きもあるということは、その方が持っている背景が施設に合わないということもあるのか。

事務局

慢性的に空きがある状況ではなく、31人という定員には島本町外からの利用者も含まれている。町内の方の利用が20数名であり、基本的には満床、たまに空きが出る状況となっている。

【案件4】 その他

会 長

その他の案件として、委員から何かあるか。
特になければ、事務局から何かあるか。

事務局

今後の流れとしては、本日いただいたご意見を検討・反映して住民へのパブリックコメントや、自立支援協議会からの意見聴取等を行っていくこととなる。次回の会議は3月7日（木）午後2時から、パブリックコメント後の計画案についてご審議いただく予定である。

会 長

本日の案件は全て終了した。これにて閉会とする。

<閉 会>